

独立行政法人労働安全衛生総合研究所第二期中期計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき平成23年3月1日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった中期目標を達成するため、同法第30条の定めるところにより、次のとおり、独立行政法人労働安全衛生総合研究所第二期中期計画を定める。

平成23年3月1日 独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長 前田 豊

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映

- ア 労働安全衛生分野における我が国の中核的研究機関として社会から要請されている公共性の高い業務を適切に実施するため、労働現場のニーズを的確に把握し、業務へ積極的に反映させることを目的として、業界団体や第一線の産業安全、労働衛生に携わる関係者等から意見や要望等を聞くとともに、研究員自らがより積極的に労働現場に赴き、現場の抱える喫緊の課題や職場環境の把握に努める。
- イ 行政施策の実施に必要な調査研究の内容について、行政との連絡会議等で把握し、調査研究業務に反映させる。また、関係機関から労災の臨床例や業務上疾病例等を積極的に入手し、その活用に努める。
- ウ 産業安全・労働衛生分野に関連した国内外の学会、会議等に積極的に参加し、最新の研究動向や将来生じうる労働現場のニーズの把握に努める。

2 労働現場のニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた重点的な研究の実施

上記1により把握した現場のニーズや行政課題、さらには労働安全衛生重点研究推進協議会が取りまとめた労働安全衛生研究戦略（平成22年10月）等を踏まえつつ、以下の調査研究を実施する。

なお、研究業務の実施に当たっては、基盤的研究の戦略的なバランスを検討した上で、外部有識者の意見等も参考にして、将来の研究ニーズに向けたチャレンジ性やプロジェクト研究への発展性等を重視して厳選することにより、プロジェクト研究への一層の重点化を図る。

また、下記3に示す内部及び外部の研究評価の実施等を通じて、他の研究機関等の行う研究との重複を排除するとともに、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施するよう努める。

(1) プロジェクト研究

中期目標において示された研究の方向性や現下の災害発生状況等を踏まえ、次に示すプロジェクト研究を順次実施するとともに、研究成果や社会的要請の変化等を踏まえ、これに対応するためのプロジェクト研究を適宜立案し、又は実施中のプロジェクト研究を見直し、下記3に示す評価を受けて当該研究を機動的に実施する。

なお、プロジェクト研究の立案、実施に当たっては、可能な限り、将来の労働災害の減少度合い等の数値目標を含む到達目標を定める。

ア 産業社会の変化により生じる労働安全衛生の課題に関する研究

- (ア) 勤務時間制の多様化等の健康影響に関する研究
- (イ) 労働者の心理社会的ストレスと抑うつ症状との関連及び対策に関する研究
- (ウ) メンタルヘルス対策のための健康職場モデルに関する研究
- (エ) オフィス環境に存在する化学物質等の有害性因子の健康影響評価に関する研究
- (オ) 従来材及び新素材クレーン用ワイヤロープの経年損傷評価と廃棄基準見直しに関する研究
- (カ) ナノマテリアル等の高機能化工業材料を使用する作業環境中粒子状物質の捕集・分析方法の研究

イ 産業現場における危険・有害性に関する研究

- (ア) 金属酸化物粒子の健康影響に関する研究
- (イ) 蓄積性化学物質のばく露による健康影響に関する研究
- (ウ) 健康障害が懸念される化学物質の毒性評価に関する研究
- (エ) 第三次産業で使用される機械設備の基本安全技術に関する研究
- (オ) 建設機械の転倒及び接触災害の防止に関する研究
- (カ) 災害復旧建設工事における労働災害の防止に関する総合的研究
- (キ) 墜落防止対策が困難な箇所における安全対策に関する研究
- (ク) 貯槽の保守、ガス溶断による解体等の作業での爆発・火災・中毒災害の防止に関する研究
- (ケ) 電気エネルギーによる爆発・火災の防止に関する研究
- (コ) 初期放電の検出による静電気火災・爆発災害の予防技術の開発に関する研究
- (サ) 非電離放射線等による有害作業の抽出及びその評価とばく露防止に関する研究

ウ 職場のリスク評価とリスク管理に関する研究

- (ア) 建設業における職業コホートの設定と労働者の健康障害に関する追跡調査研究
- (イ) 介護職場における総合的な労働安全衛生研究
- (ウ) 発がん性物質の作業環境管理の低濃度化に対応可能な分析法の開発に関する研究
- (エ) 労働災害防止のための中小規模事業場向けリスク管理支援方策の開発・普及
- (オ) 労働者の疲労回復を促進する対策に関する研究

(2) 基盤的研究

科学技術の進歩、労働環境の変化、労働災害の発生状況等の動向等を踏まえ、また、労働安全衛生研究戦略で示された優先 22 研究課題を参考として、中長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究等を実施する。

(3) 行政要請研究

厚生労働省からの要請等に基づく調査研究を迅速かつ的確に実施し、適宜、報告書等を提出する。

3 研究評価の実施及び評価結果の公表

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成 20 年 10 月 31 日内閣総理大臣決定）等に基づき、次に示す研究評価を実施する。

なお、プロジェクト研究を対象として、労働安全衛生関係法令や各種基準への反映、労働災害減少への貢献等いわゆる研究成果のアウトカムについて、追跡調査による評価を新たに実施する。

また、他の法人、大学等との共同研究については、研究所の貢献度を明確にした上で評価する。

(1) 内部研究評価の実施

研究業務を適切に推進するため、原則として、すべての研究課題について、研究課題の意義、研究の達成目標、研究計画の妥当性、研究成果等に関する評価を定期的の実施し、評価結果を研究管理に反映させる。

(2) 外部研究評価の実施

ア 研究業務を適切に推進するため、プロジェクト研究について、研究課題の意義、研究の達成目標、研究計画の妥当性、研究成果等に関する外部の第三者による評価(事前・事後評価及び必要な場合は中間評価)を実施し、評価結果を研究管理・業務運営へ反映させる。

イ 外部評価の結果及びその研究への反映内容については、当該評価結果の報告を受けた日から 3 か月以内に研究所ホームページにおいて公表する。

4 成果の積極的な普及・活用

調査及び研究の成果の普及・活用の促進のため、さらにはその社会的意義や貢献度を広報するため、より一層積極的な情報の発信を行う。

(1) 労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献

行政機関、公的機関、国際機関等の要請があった場合には、労働安全衛生に関する法令、JIS 規格、ISO 規格等、国内基準、国際基準の制定・改定等のための検討会議に必要に応じて参加し、専門家としての知見、研究成果等を提供する。

(2) 学会発表等の促進

国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での口頭発表、原著論文等の論文発表(研究所刊行の研究報告、行政に提出する災害調査報告書、労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。)を積極的に推進する。

(3) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信

ア 調査及び研究の成果については、原則として、その概要等を研究所ホームページにおいて公開する。その際、研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるよう、平易な記載やイラストの挿入等に努める。

イ 特別研究報告(SRR)等を発行し、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。また、メールマガジンを毎月 1 回発行し、研究所の諸行事や研究成果等の情報を

定期的に広報する。

ウ 事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。

エ IT技術の進展等を踏まえ、研究所ホームページを適宜改善し、国民がより容易にアクセスし、活用できるようにする。

(4) 講演会等の開催

ア 調査及び研究成果の普及を目的とし、職場における労働安全衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とした講演の機会を他機関との共催等を含め、年平均 3 回設け、発表・講演を行う。

イ 一般公開日を設け、研究所の一般公開を実施し、調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じて柔軟に対応する。

(5) 知的財産の活用促進

国立試験研究機関等技術移転事業者(TLO)の活用等により、特許権の取得を進めるとともに、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、特許流通データベースへの登録、研究所ホームページでの広報等により、当該特許権の実施を促進する。

5 労働災害の原因の調査等の実施

ア 行政から依頼を受けたとき、又は研究の実施上必要があると研究所が判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、労働災害の原因調査等を実施する。また、原因調査等の結果、講ずべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省労働基準局安全衛生部に適宜報告する。

イ 調査実施後、一定の期間が経過し、公表が可能となった調査内容については、同種災害の防止に資する観点から、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表に努める。

6 化学物質等の有害性調査の実施

労働安全衛生法第 57 条の 5 に規定する化学物質の有害性の調査の実施体制について検討する。また、これまでの研究のノウハウと化学物質等の有害性調査から得られる知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施するよう努める。

7 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進

(1) 労働安全衛生分野の研究の振興

ア 労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供する。

イ 労働安全衛生重点研究推進協議会の活動の一環として、労働安全衛生研究戦略に係るフォローアップを行い、労働者の安全と健康確保に資する研究を振興する。

ウ 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、内外の最先端の研究情報を

収集する。

エ 「Industrial Health」を年 6 回、「労働安全衛生研究」を年 2 回、それぞれ定期的に発行し、国内外の関係機関に配布する。

(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献

国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、諸大学との連携を強化し、大学院生や他機関に所属する研究員等を受け入れるとともに、求めに応じて研究所員による他機関等への協力・支援を行う。

(3) 研究協力の促進

ア 研究展開の将来ビジョンに対応した国際的な研究協力のあり方を検討し、欧米及びアジア諸国の主要な労働安全衛生研究機関との間で研究協力協定を締結し、共同研究を進める。

イ 客員研究員制度等を有効に活用し、大学、企業等の研究者との研究交流を促進する。

ウ 上記により、毎年度 20 人以上の研究員の派遣又は受入れを行うとともに、研究情報の相互提供を促進する。

エ 世界保健機関（WHO）が指定する労働衛生協力センターとして、労働衛生に関する活動に協力するとともに、WHO が主導するグローバルな枠組みで実施する研究活動のうち、当研究所が主体となるものを GOHNET 研究として実施する。

第 2 業務運営の効率化に関する事項

1 機動的かつ効率的な業務運営

「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成 22 年 3 月）等を参考として、理事長の強い指導力の下で、当研究所のミッションを有効かつ効率的に果たすための仕組みを整備し、推進する。

(1) 効率的な業務運営体制の確立

ア 効率的な業務推進を引き続き実施するとともに、社会的要請の変化や業務の進捗状況に応じて、重点業務に必要な資金及び要員が投入できるよう、組織体制等について適宜見直しを行う。

イ IT 技術の進展等を踏まえ、決裁システムや文書の管理及び活用の電子化・データベース化による業務・システムのより一層の最適化を図る。

ウ 監事との連携を一層強化し、監事による助言等が業務改善により効果的に結びつくような体制を構築する。

(2) 内部進行管理の充実

ア 調査研究業務の効率的な推進を図るため、内部及び外部の委員による研究評価を厳格に実施するとともに、研究企画調整部との緊密な連携の下に、研究グループ及び研究領域単位において、調査研究の適切な進捗管理を行う。

イ 研究員の業績評価を厳正に行い、その結果を昇給・昇格等の人事管理に適切に反映するとともに、その後の研究課題の選定や担当する業務の改善に役立てる。

2 業務運営の効率化に伴う経費削減

ア 省資源、省エネルギーを推進し経費節約に取り組むとともに、省エネルギー化等のための環境整備を進める。併せて、業務処理への IT 技術の活用等を適宜行い、更なる経費の節減を図る。

イ 業務運営の徹底した効率化を図ることにより、新規業務追加分を除き、中期目標期間終了時までに、一般管理費（人件費を除く。）の中期計画予算については、平成 22 年度の運営費交付金と比べて 15%に相当する節減額を、また、事業費（人件費を除く。）の中期計画予算については、平成 22 年度の運営費交付金と比べて 5%に相当する節減額を見込んだものとする。

ウ 常勤役職員の人件費（退職手当及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、平成 18 年度からの 5 年間で平成 17 年度を基準として 5%以上削減するとした人件費改革の取組を平成 23 年度まで継続する。また、平成 24 年度以降の総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。なお、常勤役職員の人件費（退職手当及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）の中期計画予算については、毎年度 1 %以上の節減額を見込んだものとする。ただし、以下により雇用される者の人件費については、削減対象から除く。

- ・競争的研究資金又は受託研究若しくは共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員
- ・国からの委託費及び補助金により雇用される任期付研究者
- ・運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題（第三期科学技術基本計画（平成 18 年 3 月 28 日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者及び若手研究者（平成 17 年度末において 37 歳以下の研究者をいう。）

さらに、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、平成 21 年度の対国家公務員指数が 101.6 であることを踏まえ、引き続き、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組み、今中期計画期間中に国家公務員の給与水準と同程度とするとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

エ 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することとする。

なお、研究事業に係る調達については、政府における調達の適正化等の取組を踏まえ、適切に対応することとする。

オ 業務の円滑な実施を図るため、既存の研究スペース及び保有資産を有効活用するとともに、資産を保有することの必要性について、不断の見直しを行い、不要資産については、国への返納等必要な措置を講ずる。

また、特許権については、特許権の登録から一定の年月が経過し、特許権の実施許諾の見込み等が小さいと判断されるものについては、当該特許権の維持の是非について検討し必要な措置を講ずるなど、登録・保有コストの削減を図るとともに、併せて上記第 1 の 4 (5) の取

組等により、特許収入の拡大を図る。

第3 財務内容の改善に関する事項

1 運営費交付金以外の収入の拡大

競争的研究資金を含む外部研究資金の獲得額の向上に向け、研究員が競争的研究資金に応募を積極的に行うとともに、役員自らが業界団体や企業等に働きかけるなど、研究資金の3分の1以上を外部研究資金によって獲得するよう努める。また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大に努める。

2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施

予算、収支計画及び資金計画

ア 予算については、別紙1のとおり。

イ 収支計画については、別紙2のとおり。

ウ 資金計画については、別紙3のとおり。

第4 短期借入金の限度額

(1) 限度額 290 百万円

(2) 想定される理由

ア 運営費交付金の受け入れの遅延等による資金の不足に対応するため。

イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給、重大な業務災害等の発生に伴う補償金の支払い等、偶発的な出費に対応するため。

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる場合には、当該財産の処分に関する計画
なし

第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
なし

第7 剰余金の使途

- 1 研究用機器等を充実させるための整備
- 2 広報や研究成果発表等の充実
- 3 職員の資質向上のための研修、研究交流への参加
- 4 職場環境の快適さを向上させるための整備

第8 その他業務運営に関する重要事項

1 人事に関する事項

(1) 方針

ア 資質の高い人材を幅広く登用するため、研究員の採用に当たっては、原則として、公募

による任期付採用を行い、採用後一定期間経過後に、研究業績や将来性を踏まえて、任期を付さない研究員として登用する。

イ 研修の実施や研究発表等の奨励により、若手研究員の資質向上に努めるとともに、女性研究員等がその能力を十分に発揮できる研究環境の整備に努める。

(2) 常勤職員の数

期末の常勤職員数は、期初の100%を上限とする。

(参考1) 常勤職員数

期初の常勤職員数	104名
期末の常勤職員数	104名 (上限)

(参考2) 中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の総人件費改革対象の常勤役職員の人件費総額見込み：4,191百万円

なお、総人件費改革対象の常勤役職員の人件費総額見込みと総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究員の人件費総額見込みとの合計額は、4,763百万円である。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

また、新規業務追加分に係る人件費については上記の額に含まれない。

2 施設及び設備に関する事項

調査研究業務の確実かつ円滑な遂行を図るため、既存の施設・設備について、耐用年数、用途、使用頻度、使用環境等を勘案し、計画的な更新、整備を進める。

なお、上記第1の6の検討により業務を実施する場合には、業務運営の効率化等の観点から、研究拠点が分散しないよう、施設及び設備の集約化を進める。

3 公正で適切な業務運営に向けた取組

(1) 関係法令の順守等

研究所の諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図り、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。また、公的研究費の不正使用防止対策の実施等、研究者が高い職業倫理を持って研究活動を行うことができるよう必要な措置を講じる。

(2) セキュリティの確保

「第2次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針及びセキュリティ対策技術の進展等を踏まえ、漸次、情報セキュリティ対策基準等の整備及び改善を図り、情報セキュリティを確保する。

(参考)

施設整備の内容	予定額 (単位：百万円)	財源
建物外壁補修・防水等工事 吸収式冷温水機更新 車両系機械災害防止研究施設改修 液体攪拌帯電実験室改修 多目的構造強度／信頼性実験室改修 中央監視装置改修 冷暖房設備改修 墜落・転倒・飛来落下防止施設改修 実験室フード改修 機器分析室改修 ばく露状況シミュレーション室改修 恒温恒湿実験室改修 被験者実験室改修 病理実験室改修 温熱環境実験室改修 照明改修 セキュリティシステム改修	1,035	施設整備 費補助金

中期計画（平成23年度～平成27年度）の予算

（単位：百万円）

区 別	金 額			
	一般会計	特別会計	その他	計
収 入				
運営費交付金	2,413	7,780	0	10,193
施設整備費補助金	0	1,035	0	1,035
受託収入	0	0	202	202
その他収入	2	2	65	70
計	2,415	8,818	267	11,500
支 出				
人件費	2,229	3,531	0	5,760
一般管理費	142	954	65	1,161
業務経費	45	3,298	0	3,343
施設費	0	1,035	0	1,035
受託経費	0	0	202	202
計	2,415	8,818	267	11,500

（注釈）金額欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

〔人件費の見積り〕

中期目標期間中の総人件費改革対象の常勤役職員の人件費の総額見込みは、4,191百万円である。

なお、総人件費改革対象の常勤役職員数の人件費総額見込みと総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究員の人件費総額見込みとの合計額は、4,763百万円である。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

また、新規業務追加分に係る人件費については上記の額に含まれない。

運営費交付金の算定ルールについては、別紙1－2のとおり。

運営費交付金の算定ルール

中期目標の期間（平成 23 年度～平成 27 年度）の運営費交付金の算定ルールについては、次のとおりとする。

運営費交付金額 = 人件費 + { 一般管理費 (A) × 消費者物価指数 ε } × 効率化係数 $\gamma 1$ +
業務経費 (R) × 効率化係数 $\gamma 2$ × 業務政策係数 δ × 消費者物価指数 ε +
特殊要因 (X) - 自己収入の額 (I)

人件費 = 基本給等 (B) + 非常勤役職員に係る人件費 + 若手任期付研究者に係る人件費
+ 退職手当 (S)

基本給等 (B) = B1 (非常勤役職員及び若手任期付研究者を除く者に係る基本給、諸手当等の人件費)
+ B2 (非常勤役職員及び若手任期付研究者を除く者に係る福利厚生費)

B1 = (P1 × 昇給原資率 α × 給与改定率 β + P2 × 給与改定率 β + P3) × 効率化係数 $\gamma 3$
+ (P4 × 昇給原資率 α × 給与改定率 β + P5 × 給与改定率 β + P6) × 効率化係数 $\gamma 3$

P1 : 非常勤役職員及び若手任期付研究者を除く者に係る基本給、諸手当等の人件費 (B1) のうち、
前年度の基本給等中昇給及び給与改定の影響を受けるもの (P4 を除く)

P2 : 非常勤役職員及び若手任期付研究者を除く者に係る基本給、諸手当等の人件費 (B1) のうち、
前年度の基本給等中給与改定の影響を受けるもの (P5 を除く)

P3 : 非常勤役職員及び若手任期付研究者を除く者に係る基本給、諸手当等の人件費 (B1) のうち、
前年度の基本給等中昇給及び給与改定の影響を受けないもの (P6 を除く)

P4 : 非常勤役職員及び若手任期付研究者を除く者に係る基本給、諸手当等の人件費 (B1) のうち、
前年度の基本給等中昇給及び給与改定の影響を受けるもの (研究職にかかるもの)

P5 : 非常勤役職員及び若手任期付研究者を除く者に係る基本給、諸手当等の人件費 (B1) のうち、
前年度の基本給等中給与改定の影響を受けるもの (研究職にかかるもの)

P6 : 非常勤役職員及び若手任期付研究者を除く者に係る基本給、諸手当等の人件費 (B1) のうち、
前年度の基本給等中昇給及び給与改定の影響を受けないもの (研究職にかかるもの)

α : 運営状況等を勘案した昇給原資率

β : 運営状況等を勘案した給与改定率

S : 当年度の退職予定者及び前年度以前の予定外退職者に対応した退職手当分の退職手当額

A : 前年度の管理部門に係る物件費

R : 前年度の業務に係る経費 (人件費、一般管理費以外の経費)

X : 特殊要因

I : 運営費交付金を財源として実施する事務・事業から生じるであろう自己収入の見積額

$\gamma 1$: 一般管理費における効率化係数

$\gamma 2$: 業務経費における効率化係数

$\gamma 3$: 人件費における効率化係数

δ : 業務政策係数

ε : 消費者物価指数

[注記]

1. α 、 β 、 $\gamma 1$ 、 $\gamma 2$ 、 δ 及び ε については、各年度の運営費交付金算定時に具体的な数値を定める。

2. 中期計画全般にわたる予算の見積もりに際しては、

① α 、 β 、 δ 及び ε については、伸び率を 0 と仮定した。

② $\gamma 1$ (一般管理費の効率化係数) については、節減額 15 % 分を ▲ 3.2 % と仮定した。

③ $\gamma 2$ (業務経費の効率化係数) については、節減額 5 % 分を ▲ 1.02 % と仮定した。

④ $\gamma 3$ (人件費の効率化係数) については、毎年度 ▲ 1.02 % と仮定した。

収支計画（平成23年度～平成27年度）

（単位：百万円）

区 別	金 額			
	一般会計	特別会計	その他	計
費用の部				
經常費用	2,416	7,626	267	10,309
人件費	2,229	3,531	0	5,760
一般管理費	142	954	65	1,161
業務経費	24	1,551	0	1,575
受託経費	0	0	202	202
減価償却費	22	1,590	0	1,611
その他の費用	0	0	0	0
収益の部	2,416	7,626	267	10,309
運営費交付金収益	2,392	6,034	0	8,426
受託収入	0	0	202	202
その他収入	2	2	65	70
資産見返運営費交付金戻入	22	1,590	0	1,611
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0	0
純利益	0	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0

（注釈）金額欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

当法人における退職手当については、役員退職金規程及び職員退職手当規程に基づいて支給するものなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものを想定している。

資金計画(平成23年度～平成27年度)

(単位：百万円)

区 別	金 額			
	一般会計	特別会計	その他	計
資金支出	2,415	8,818	267	11,500
業務活動による支出	2,394	6,036	267	8,697
投資活動による支出	21	2,782	0	2,803
財務活動による支出	0	0	0	0
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	0
資金収入	2,415	8,818	267	11,500
業務活動による収入	2,415	7,783	267	10,465
運営費交付金による収入	2,413	7,780	0	10,193
受託収入	0	0	202	202
その他の収入	2	2	65	70
投資活動による収入	0	1,035	0	1,035
施設整備費補助金による収入	0	1,035	0	1,035
その他の収入	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0	0	0	0

(注釈) 金額欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。